

○議長（岡 弘悟君）順番3、9番 楠本君。

〔9番（楠本知子君）登壇〕

○9番（楠本知子君）おはようございます。

6月定例会から女性お二人が当局側に座っていただき、大変うれしく思っております。もうすぐ男女共同参画推進月間も始まるわけなのですが、さらに女性の方が活躍していただけのように、また、私自身も女性の立場で、視点で、住みたくなる橋本市、住んでよかったと言っていただけの橋本市の実現をめざして質問をさせていただきたいと思っております。

ただ今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

1番目に、ヘルプマーク・カードの周知、普及についてお伺いします。

障がいや難病を抱えた人が必要な支援をあらかじめ記しておき、緊急時や災害時など困った際に提示して、周囲の配慮や手助けをお願いしやすくするものです。これは東京に住む自閉症の子どもがいらっしゃるお母さんから、子どもが1人で社会参加できるようになったとき、災害や事故に遭遇しても周囲の人が手を差し伸べてくれるような東京をつくってほしいということで、そのお声が形になったものです。

先日、東京に行った折に都電に乗っておりまして、ちょうど上を見ますと、吊り棚にリュックサックがありまして、リュックサックにこのヘルプマーク・カードがついているリュックサックでした。それが目に入りましたので、橋本に帰ってから、こういうのが橋本にもあるのかなと思いながら調べてみましたら、和歌山県でヘルプカードを防災カードとして導入されているのを知りました。それは

私も知らなかったので勉強不足やなど思ったんですけど、橋本市は広報3月号にもこのヘルプマークについて広報されておりましたので、さらに周知をして普及してほしいなというところで質問をさせていただきます。

一つ目に、ヘルプマーク・カードはどのような人に交付されるのですか。

二つ目に、ヘルプマーク・カードはどこで交付していますか。

3番目に、ヘルプマーク・カードを身につけている人がいたらどうすればいいですか。

2項目めに、シビックテックの取り組みについて伺います。

シビックテックとは、シビック、市民とテック、テクノロジーをかけた造語のことで、市民自身がテクノロジーを活用して行政サービスの問題や社会の課題を解決するということです。

スマートフォンのアプリなどを使って地域の課題や生活の困り事を解決するシビックテックという新しい取り組みが広がっています。具体的には、観光アプリ、救命医療補助アプリ、災害アプリ、通報アプリ、子育て応援アプリ、ごみ分別アプリなどがあります。橋本市と市民にとってお互いにメリットのある情報の取り組みについてですが、もう既に取り組まれているものもあるかと思いますが、それらの周知をも含め、今後の取り組みを伺います。

三つ目に、居住支援について伺います。

2007年に住宅セーフティネット法が成立し、2017年にその改正法が審議をされ、新たな制度が創設されるということです。高齢者や障がい者、子育て世代などで住宅の確保が困難な

人たちを支援するための新たな住宅セーフティネット制度として、民間の空き家、空き室を活用し、家賃補助や家賃債務保証の支援を通じて円滑な入居を推進する制度です。

市営住宅にお住まいの方から、高齢になったらこの住宅で4階はきついんですけど、下の階へ移れるんでしょうかねとか、また、連帯保証人になっているんだけど、すごい請求額が来て、どうしたらいいんだろうなどというようなお声をいただきました。低所得者層に対する住まいのセーフティネットは公営住宅になるかと思います。また、今後、単身の高齢者や不安定な収入に悩む母子家庭や自立をめざす障がいの方も多くなります。

そこで、思うように住居を確保できない人たちが出ないように、実態の調査、新たな取り組みの研究が必要ではないかと考え、お尋ねいたします。

1番目に、市営住宅の入居者で居住の要望、不安のお声はありませんか。

2番目に、空き家、空き室を活用した賃貸住宅政策の推進について伺います。

3番目に、官民連携の居住支援協議会の設置をして施策を進めてはどうですかということでお伺いいたします。

以上、壇上からの質問といたします。ご答弁のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君の質問項目1、ヘルプマーク・カードの周知と普及に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（石橋章弘君）登壇〕

○健康福祉部長（石橋章弘君）ヘルプマーク・カードの周知、普及についてお答えします。

ヘルプマークは、平成24年10月に東京都が配布を始め、平成29年3月現在、京都府、和歌山県、徳島県、青森県、奈良県、神奈川県で導入されています。本市においては、和

歌山県の導入を受けて、橋本市保健福祉センターの総合窓口等にパンフレットを配置し、本市ホームページに掲載してPRに努めています。

和歌山県では、平成28年4月から援助や配慮を必要とする方にヘルプマーク、ヘルプカードを交付しています。ヘルプマークは伊都振興局健康福祉部（橋本保健所）で申し込みを受け付けており、本市内においては平成29年5月末現在、94名の方が申し込まれています。

まず、一点目の、ヘルプカードが交付される対象者は、義足を使用している方をはじめ、内部障がいや難病の方など援助や配慮を必要として交付を希望する方です。なお、身体機能等、特に基準を設けていません。

次に、二点目の、ヘルプカードの交付場所ですが、伊都振興局健康福祉部（橋本保健所）でヘルプマークの交付時にヘルプカードもあわせて交付しています。また、和歌山県のホームページからもダウンロードができます。

最後に、三点目の、ヘルプカードを身につけている人への対処方法ですが、ヘルプカードを持っている本人からそのカードを提示していただき、援助等を行うこととなります。具体的には、電車やバスの中で席を譲ったり、災害時に安全避難するための支援などとなります。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）部長、ご答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど前段で少し言わせていただいたんですけど、ちょっと聞いていただきたいなと思うことがあるんです。このお母さんなんですけど、実はNPO法人虹色の風というNPO法

人の代表理事をされておられます平山淳子さんという方なんですけど、この方のご次男さんが自閉症やったんで、この方が東京で街頭演説をされているときに、品川区やったと思うんですけど、品川区の議員さんが街頭演説をされているときに、その方がその街頭演説を聞いて、その人に、この区議会議員に、この子どもが社会に出るようになったときに、災害とか事故とかに遭ったときに、周りの人の支援が、手を差し伸べてもらえるような東京をつくってほしいですというふうに言われたそうです。そのことがきっかけで、この議員さんが9月議会に、一目でわかるそういったヘルプカードみたいなものを提案されたそうです。でも、東京都は、ああ、いいですねみたいな感じで、それで終わったそうです。2年後にまた再度質問をされたんですけど、そのときも東京都は前向きではなかったそうです。ところが、その3月11日に東日本大震災が起きまして、それで東京都は約350万人が帰宅困難者になってしまった、発生したということで、この事態を受けられて東京都はこういうヘルプカードをつくろうということに踏み切ったということを読みまして、そういういきさつがあったんだなというふうに私も勉強させてもらいました。

ちょうど私も勉強不足やったんで、和歌山県で災害カードとしてもう導入されているということを帰ってきて知ったんですけど、慌てて保健所に行ってもらってまいりました。

これがヘルプカードなんです。ヘルプマークですね。ヘルプマーク・カードなんですけど、これを身近なところにつけていただくということになるんですけど、別にヘルプカードというのがあります。これは和歌山県版なんですけど、このカードはご自身の財布に入れたりとかそういう形で中に持っておいていただけるといふような形になるかと思うんです。

このマークにつきましても、素晴らしいいろんな、あるんですが、広報にも一応広報されていることはされているんで、橋本市民の方も皆さんご存じではあるかと思うんですけど、でも、なかなか私もこの質問するまでに何人かの皆さんにこういったマーク知ってますかと聞いたんですけど、ほとんどに近い方が知りませんと言われました。やっぱりせっかくいいものがあるので、しっかり周知、普及していただきたいというのが思いで、今回質問をさせていただいた次第です。

橋本市の市役所の入り口の案内所と、それから健康福祉センターの入り口の案内所においても、この手続きについての申請についてのこういう、県でつくっているこういうものを既に置いていただいているので、それはいいんですけど、やっぱり下に置いてあるのかわからないんですね、置いてあるというのが。できたら、こういったマークをご存じですかということを、まず目に見えるところあたりに、目線にぱっと目に入るように掲示していただけないかなというふうに提案させていただきたいと思うんですけど、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（石橋章弘君）おたのしの、このヘルプマークのPRでございますけれども、実際、今、議員お示しの「ヘルプマークをご存じですか」、これ県のつくっているパンフレットが表裏になっておりまして、1枚目がヘルプマークをご存じですか、この部分につきましては実際、ヘルプマークを必要としている人も当然のことながら、それを必要としたときに助けていただく一般の市民の方々もこういうマークがあるということを知っていただくというのが重要な部分かと思えます。裏側には、実際必要とする場合はどこで交付していますかとかいふような内容が書かれて

おるところでございます。

議員おただしの趣旨、当然のこととございまして、今後、いわゆる視認性のいい見やすいところに掲示してPRを行っていきたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）そしたら、部長からいい答弁をいただきましたので、まずは、もうありますので、しっかりと普及していただきたいなという思いですので、どうぞよろしく願いいたします。1番目の質問を終わります。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目2、シビックテックの取り組みに対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）シビックテックの取り組みについてお答えいたします。

議員おただしのシビックテックは、情報通信技術を活用することで市民が自ら子育てやごみ問題といった地域の課題を解決する取り組みです。和歌山県が携帯電話会社と共同開発をしたMy SOSというスマートフォン用アプリは、スマホのGPS機能を活用し、病気や事故の際、近くにいる人に救護を求めることができるものです。アプリ利用者がSOSを発信したり受信したりすることができるほか、AEDや医療機関の場所などの情報も届き、救急車到着までに応急処置を行えるチャンスを増やし、救命率アップが期待できます。橋本市民も利用できるアプリでありますので、多くの市民の皆さんが登録いただけるよう、広報に努めたいと思います。

また、市と市民の皆さんにとってお互いにメリットのある情報発信の取り組みとして、民間事業者が制作したアプリを本市において活用しているものもあります。

まず、観光アプリとしては、平成28年5月より民間会社が運営するアストモの利用を開始し、全国の自治体などのイベント情報の提供を行っています。

次に、災害アプリとしては、災害協定を締結しているヤフー株式会社のアプリ、Yahoo!防災速報を活用して、平成29年3月より降雨災害への警戒情報や避難情報、避難所開設情報などをプッシュ型で登録者に配信しています。

一方、アプリではありませんが、子育て応援についてはホームページを活用したものがあります。これは子育て中の方の意見を多く取り入れて構築した橋本市子育て情報サイト、はぴもとで、平成28年度より運用を開始しています。このはぴもとは、橋本市と「ハッピーをもっと」をかけたサイト名で、その内容も子育て中の方の意見を反映し、ほっと安らいでもらえる印象があり、妊娠されている女性や子育て世代のご家庭が本当に必要とする情報が得られるサイトです。運用開始後も子育て中の方の意見や子育て世代のパパ、ママならではの情報を提供いただきながら更新しており、市民協働の形で取り組んでいるサイトとなっています。

日進月歩で便利なアプリが開発されている現在、本市や市民の皆さんにとって有益なアプリについては活用を検討し、また、既存のアプリなどについては、より多くの方に利用していただけるよう広くお知らせをまいります。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問ありますか。

○9番（楠本知子君）議長、9番。

○議長（岡 弘悟君）この際、9番 楠本君の再質問を保留して、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分 休憩）

(午後1時00分 再開)

○議長(岡 弘悟君)休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

9番 楠本君、再質問ありますか。

9番 楠本君。

○9番(楠本知子君) それでは、再質問させていただきます。

スマホを使われている方は若い人が得意なんで、私のような、女性ですし、機械に疎い人間がやるよりか、うちの若い議員さんに言ってもらったほうがよかったかなとは思いますが、私のような人間でも使いこなせる、なかなか便利なツールではないかということで、ようけ使っていただければという思いで質問させていただきました。

まず最初の、和歌山県が携帯会社と共同開発をしてできたアプリというのがMy SOSというアプリなんですけど、これが今年の3月に開発されたもので、これを私は新聞に載っているのを知りました。どんなものかなということで入れてみました。非常に簡単に入ったんですけど、私の緊急連絡先を入れました。私が持っている持病も入れました。飲んでいる薬も入れました。そして、これは救急車を呼べるんですけど、救急車は自分が呼ぶんじゃないくて、このアプリを活用されている方々が近辺におられて、その方とアプリの中で救急車を呼んでほしいよというアプリなんです。それから、その中にはAEDの使い方とかも載ってますし、それから、医療機関がどこにあるかというのも載ってるんです。救急車が来るまでどんなことをしたらいいですよという応急処置の仕方も載ってるんです。これが和歌山県下のアプリでありますんで、和歌山県のどこかで自分がもししんどくなったときに、こういった情報を携帯の中に入れ

ておいて、声が出なかったりとかもう倒れていてどうにもできないときに、私の情報ですということでお見せしたりできますし、また、救急車を呼んでほしいということになれば、救急車を呼んでほしいというところを押せばいいというふうな形になっているアプリなんです。

それについて、これは和歌山県なんで、県と市との連携とか、県からこういうアプリが来て使ってくださいねとか、そういうのってあるんでしょうか。

○議長(岡 弘悟君) 消防長。

○消防長(寺垣内 守君) 議員おただしの、和歌山県から各市町に連絡なんですけども、平成26年から県のほうから消防長会のほうに打診がありまして、これ、My SOSを活用するにあたっての協議を重ねてまいっております。したがって、一応、消防長会のほうでは推奨するという形になっているんですけども、消防がかかわる分野としまして契約が必要になりますので、現在のところ17消防本部中、まだ1消防本部も完全な契約、運用には至っておりません。

以上です。

○議長(岡 弘悟君) 9番 楠本君。

○9番(楠本知子君) 完全な運用に至っておりませんという意味がよくわからないんですけど、私がお聞きしているのはこういうアプリがありますよという県からの、言うたら県が携帯電話会社と共同開発して、これ多分無料のアプリやと思うんですけど、無料でできますんで、活用すればするほどいいというか、アプリを使ってくれる人がいなければ、救急車を呼んでも使っていない人ばかりやったら意味がないんで、それは橋本市民にもこういうMy SOSというのがあるんです、だから使ってくださいねというふうな情報提供はあるのでしょうかということでお伺いさせ

ていただきます。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）私どものほうへ県のほうからの照会は現時点ではなかったというふうに認識をしております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）情報がなかったということで、お使いになっている方が少ないかなとは思いますが、せっきあるアプリですんで、情報を橋本市からもできたら広報していただけたらいいのかなというふうに私も思うんですけど、何か機会がありましたら、また広報にも載せていただけたらいいのではないかとこのように要望させていただきます。

次に、橋本市のアプリも、今回これ勉強させていただいて、いや、こんなにすばらしいアプリがあるんやというのを、自分ながらちょっと勉強不足で知りました。橋本市のアプリというのはアストモ、観光アプリですね。それから、災害アプリでヤフーと提携されているYahoo!防災速報もありますね。それから、ホームページでありますけど、子育てのはぴもとというホームページもあります。これも見せていただきました。すばらしいホームページであると思います。いろんな情報が発信されています。

このアプリ二つがあるのと、ホームページがあるのと、これらについては費用とかはどのようにしているのか、市として費用はかかっているのかいないのか、教えていただきたいと思えます。

○議長（岡 弘悟君）危機管理監。

○危機管理監（坂本安弘君）ヤフー防災アプリに関しましては無料でございます。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）おただしのアストモに関する経費がかかっているかどうかというのは、ちょっと調べておりません。そ

して、ホームページのはぴもとにつきましては、これ構築にあたっては地方創生の交付金を充当した中で現在運用をいたしております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

アストモの観光アプリについては、費用がかかってはいないのかなというふうに思うんですけど、例えば橋本市のアプリとかは、どれだけ見ておられるのか、アプリを使っておられるのかという数とかは把握できるんでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）現在、アストモの利用状況なんですけども、これは全国レベルの話なんですけども、全国で8,800人、ちょっと少ないですけども、登録者数が8,800人と。Yahoo!防災速報につきましては、橋本市の防災情報を見たいというふうに登録されている方が約6,600人です。ちなみに、LINE@が1,216人というふうになっております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

まだまだお使いになられてる方が少ないかなという感じがいたします。せっきすばらしいアプリがありますので、さらに活用していただけたらという意味で、広報なんかもしっかりとしていただければ、この橋本市のアプリ、また、はぴもとのホームページにつきましてもさらに広報をしていただきたいと思います。ことをまず要望させていただきます。

子育てについてのアプリなんかは、これからの世代の若者からしたら子育てアプリなんか欲しい、活用したいというお声が多いのではないと思うんですけど、ホームページというふうになりますと、どうしてもそこに座って見なければならぬというようなことになります。それを、今後ですけど、またア

プリへの活用なんかも考えていただけるのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）おっしゃるとおり、ホームページというのは見に行かなければ情報は得られない。しかし、アプリの場合はプッシュ型で、橋本市から情報が送られてくるということで、これからの時代、そういうふうな方向へ進んでいるのかなというふうに思いますので、今後そういうようなアプリの導入も、民間レベルで作成が進んでいくとするならば、そういったものも活用ができるのかなというふうに思いますので、今後そういう動きに注視をしていきたいというふうに思っております。

そして、先ほどのホームページへの掲載については、この8月号でもこういったアプリの紹介もしていこうというふうに考えておりますので、市民の方の利便性といいますか情報発信の機会というのを少しでも増やしていくよう、広報に努めていきたいと考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）そしたら、2番目、終わります。3番目、よろしく申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）次に、質問項目3、居住支援に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（塙阪 隆君）登壇〕

○建設部長（塙阪 隆君）居住支援についてお答えします。

まず、一点目の、市営住宅の入居者で居住の要望、不安のお声はありませんかというご質問ですが、市営住宅入居者の方の不安の声としては、高齢の方の将来の生活、健康への不安に関するものが多く、特に单身の方において顕著であると感じています。

一方、要望については、住宅の老朽化によ

る各種不具合箇所の改善、湿気や段差の解消、2階以上に居住する高齢の方では、階段の昇降の負担から住み替えの要望等があります。その他、募集に際しては単身高齢者の入居可能戸数の増加等の要望があります。

二点目に、空き家、空き室を活用した賃貸住宅政策の推進についてと、三点目の官民連携の(仮称)居住支援協議会の設置について、あわせてお答えします。

本年4月19日に、参議院本会議で可決成立した住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（通称、改正住宅セーフティネット法）は、高齢者、障がい者、子育て世代、低額所得者など一般の賃貸住宅市場で住宅の確保に困難を抱えている人たち、いわゆる住宅確保要配慮者に対して、空き家、空き室への入居を拒まない建物の登録制度を通じて円滑な入居等を図るもので、全国的に増え続ける空き家問題と深刻化する高齢者等の入居拒否などの問題を解決しようとする施策です。

なお、この制度では、住宅確保要配慮者のマッチングや入居支援のほか、登録住宅のオーナーに対する改修や入居への経済的支援も行うとしています。さらに、機能強化策として、居住支援協議会設置についてももうたわれています。ただ、本制度についてはまだ国より詳細が示されていないことから、今後その内容確認を行ってまいります。

今年度より、本市では市営住宅の空き家、空き室の解消に向け、公営住宅基金を運用しての募集戸数の増加を予定しており、さらに、単身高齢入居者についての入居要件も一部緩和いたしました。

こうしたことから、今後、市営住宅を一層活用することにより、住宅確保要配慮者への支援を図りたいと考えていますので、ご理解をお願いします。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君、再質問
ありますか。

9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ご答弁ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

1番目の市営住宅の入居者で居住の要望、不安のお声についてなんですけど、まず、不安のお声として、高齢者の方の特にお一人の将来の生活や健康についての単身の方の不安が多いというご答弁いただきました。この不安のお声というのはやっぱり住宅課だけではなくて、福祉課との連携が必要ではないか、大切ではないかなと思うんですけど、具体的にこういった不安の声にどのようにお答えになっていただけているのか、ちょっとエピソードとかあればお聞かせいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）市営住宅に居住の方につきましては、不安の声が聞かれるほか、ご相談とかご質問を受ける場合がございます。例といたしましては、将来、移動が困難になるといった不安であるとか、認知症になった場合の不安、それから、病気になった場合の不安と、いろいろの不安とかご質問をいただく場合がございます。

この場合につきましては、そういったご質問等を受けた場合には、職員が市の担当の部署をお知らせをいたしましたり、あるいは場合によっては職員が担当課のほうに直接連絡をするという、そういう場合もございます。また、逆にほかの部署のほうから市営住宅に関しますお問い合わせとか照会がある場合があり、その場合、対応するといったような場合もございます。

このように、現状におきましても市営住宅の利用者の方の不安等に関しましては、福祉

の部局だけではなくて、市の関係する部署と連携をとりながら対応を行っているところがございます。なお、今後ますます高齢化といえますか、そういったものも進んでくる中で、一層の各課との連携の強化、それについては今後心がけていきたいというふうに考えております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。やっぱり福祉課との連携がすごい大切ではないかと私も思います。

次に、私も要望というか市民の方からお声をいただいているんですけど、要するに、下の階に住み替えたいというお声とかが多いんですけど、今後、市営住宅にエレベーターを設置するとか、そういったハード面のバリアフリー対策とかはお考えですか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）エレベーターを設置するということになりますと、設置するスペースの問題でありますとか、あるいは構造等の問題等もございます。それと、エレベーターを設置する場合、エレベーターの本体だけではなくて、例えば4階建ての建物ということになりますと、現状で建物には何箇所かに分かれて階段がございます。その階段同士を横方向につなぐといいますか、そういった共有のスペースというものも必要になってまいります。

そうしたことから、なかなかエレベーターの設置ということになりますと、多額の事業費がかかるということになりますので、現状としては設置の考えはございません。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）エレベーターの設置についてはやはり、私も大変なお金がかかるので、これは大変かなというふうに思うんです

けど、そしたら、住んでおられる方を移動するには、やっぱり住み替えを支援していただくということになるかと思うんです。具体的に住み替えをしたいと言われる方々が増えてきた場合に、4階から2階へ行きたい、2階から1階へ行きたい、いろんな住宅から行きたい行きたいというお声がいっぱいになったときとかがいつか来るのではないか。今はどの程度かわかりませんが、そういったときに、具体的に住み替え支援を進めていく計画はどのような計画をお持ちなのか、教えていただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）まず、これまでも住み替えのご要望等、何件かいただいております。その場合については、その要望をいただいている方の状態でありませうとかそういったことの確認をまずさせていただきます。その状況に応じまして、階下でありますとか、あるいは平屋の住宅への住み替え等の協議をさせていただいているといったような状況でございます。

ちなみに、平成20年度以降でそういった形で住み替えをされた方といいますか実施した件数というのは、これまで6件があるわけですが、それについては住宅のほうのストックの中で活用ができていたといった状況でございます。

これからそういった案件が増えてきた場合ですけれども、今までと同様にいろいろ聞き取り等をさせていただいた中で、どうしても住宅のほうの中で抽せん等になっていくということになってくれば、今ある階層の下層の部屋の一部、そういった目的のために確保していくとか、今後の状況に応じてはそういった対策も考えていかなければならないのかなというふうには思っております。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）そういう方々がたくさん増えてこられたら、抽せんをすることによって、募集戸数と募集人数が多くなれば抽せんをするというふうなことが起こってくる可能性があるというお答えだったと思うんですけど、そういうことも起こり得るのかなというふうにも私も思うんですけど、これは先のことになるので、そういうふうにお聞かせいただいております。

もう一つ、市民の方から相談を受けた中で、連帯保証人のことについてまた再度ちょっと聞かせていただきたいんですけど、橋本市役所から、連帯保証人についての請求額のお知らせが行っているというふうな形になっております。お知らせであってでも、すごい多額の金額が載ったお知らせが来たら、大変もうびっくりしてしまいます。それはあまりにも誠実ではない、不誠実な対応ではないかというふうに思うんですけど、滞納額があれば、もっと早目に連帯保証人にも通知をしていただくという状況をつくっていただきたいと思うんですけど、そういうことは今後改善していただけるのか。この相談事も最近の相談事なので、今年に入ってから相談事なので、今年に入ってもそういうことを市はされておられますので、そういうふうに改善をしていただきたいと思うんですけど、それはいかがでしょうか。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）お答えいたします。

市営住宅の使用料についての滞納の整理業務でございますけれども、これを適切に行うということで現在その強化を図っているところでございますけれども、その一方で、住宅の使用料の徴収の業務につきましても、現在適正化に向けた取り組みをしているところでございます。

その内容でございますけれども、1カ月滞納

があれば督促状を送付いたします。それから、3カ月以上の滞納があれば催告書の通知であったり、あるいは臨戸訪問であったりとか役所のほうに来ていただいての協議ということになっていくわけでございますけども、それでも進展がないといった場合については、連帯保証人の方への通知、それからご本人、それから連帯保証人の方への最終の督促等を行っているといったところでございます。

従来のように長期間連絡をしないでということになりますと、滞納額が非常に高額になってしまつてということで、先ほどからご指摘をいただいているような事態が起こつたわけでございますけども、現状といたしましてはただ今申しましたような手続きを徹底することによりまして、できるだけ早い時期に連帯保証人の方にも通知をすると、そういう取り組みをしているところでございます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）こういうことを続けておられると、橋本市民の中で連帯保証人になろうかなという人がなくなってしまうと思うんです。やはり、あくまでも使用料というのはやっぱりあくまで住宅に住んでおられる方から徴収するべきであつて、できない事情があるのであれば、それなりの何かの事情がありますので、福祉課と連携をとっていただけて支援をするというふうに進めていただきたいと思います。払えるのに払わない人がおられるのであれば、それはまた別の手段でそれなりの手段があると思うんですけど、それで支払っていただくという。そしたら、連帯保証人にそんなに多額の請求が来ることはないとは思っているし、連帯保証人制度はもう要らないんじゃないか。むしろ、緊急連絡人程度でいいんじゃないかと個人的には思っているぐらいなんですけど、そういったあたりについて、今、橋本市では連帯保証人

をお二人つくらなければなりませんので、それも大変ですよ。2人もつくらないといけません。それさえもまだ1人にしてはどうですかということをおっしゃっていただきたいんですけど、それからでもちょっと改善してはいただけないかということで、再度お伺いさせていただきます。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（塙阪 隆君）連帯保証人の件についてお答えをいたします。

本市の市営住宅の設置管理条例によりますと、連帯保証人2人の連署する請書を提出することということになってございます。ただ、近年、高齢者の方でありますとかいろいろな理由でこの規定が入居する場合の高いハードルになっているというのは事実でございます。この件につきまして、ほかの自治体でも見直し等のさまざまな事例が報告されてございます。ただ、一方で、この制度というのは当然なくしていきますと行政側にも一定のリスクというものが発生するわけでございますので、今後、そうしたほかの事例も含めまして検討をしたいと思つています。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）そしたら、2番のほうに進ませていただきます。

空き家、空き室の活用なんですけど、橋本市の場合は民間の空き家、空き室もありますけど、まずは市営住宅の空き室をいっぱいにしていくということが優先というか大事な、していかなければならないと思うんで、空き室の解消として、単身の高齢者について入居要件が緩和をされたというふうなご答弁をいただきましたんですが、これはどのような緩和をしていただいたのかということをお教えいただきたいのと、また、空き室の解消はこれでどの程度解消されるのかをお伺いいたします。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（埴阪 隆君）昨年の6月の募集におきまして、単身高齢者の方の入居可能な規格を中耐火の構造物に限ってでございますけれども、29㎡以下という規定がございましたんですけども、この要件を50㎡未満という形で緩和をいたしました。この緩和によりまして、当時の受け入れの可能な空き家数というのがゼロであったわけですけども、この緩和によりまして22戸に拡充することができました。ということで、その後、応募いただいた、5戸応募いただいたんですけども、この方については全て入居をいただいていると、そういった状況になってございます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）ありがとうございます。

もう一つちょっとお聞きさせてください。もう一つ、橋本市の中で市街地開発のための住宅があるんですが、ここにも空き室があるかと思うんですけど、これも今後活用していくべきではないかと思うので、これは早急に進めていくという方向性はあるのでしょうか。高いハードルがあるのかもわかりませんが、そのあたりについて、今後の進め方があれば、お教えいただきたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（埴阪 隆君）区画整理事業、再開発住宅につきましては全部で戸数が69戸ございます。現在この入居の戸数が19戸ということですので、空き戸数が今、50戸あるといった状況になってございます。この住宅につきましては早期の活用を図るということで、今後、公営住宅等への移行の方向で、県それから国との協議を始めているところでございます。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君。

○9番（楠本知子君）市街地開発の住宅については協議を始めていただいていると

いうことで、どれぐらいかかるのかなど、できるだけ早く、やはり、同じ思いやと思うんですけど、できるものなら早く公営住宅にという用途基準を変えていただけるような施策を進めていただけたらというふうに要望させていただきます。

次に、3番目に入りますが、この居住支援協議会の設置というのは、官民連携の設置になるわけですが、市だけではなかなか解決できない問題を官民連携で居住支援を進めていこうではないかという協議会なんですけど、これはまだまだこれからということで、今はまだ大都市である大きな都市でモデルとして居住支援制度が創設をされて、居住支援協議会なんかも進められておるところです。

ですので、まだまだ橋本市においてはこれからの課題で、まずは市営住宅をしっかりと埋めていくというのが課題になるかとも思うんですけど、今後こういった官民を連携して、そして、今住んでおられる橋本市の市民の中で特に低所得で大変な方、先ほど申し上げましたように、母子家庭で今後が大変な方とか、障がいでも自立して自分で住みたいと言われる方々のために、そういった力を活用して、官だけではできないことも今後研究していただきたいと思うんですけど、最後にもう一度、研究しますという答弁なんですけど、最後にもう一度よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡 弘悟君）建設部長。

○建設部長（埴阪 隆君）住居支援協議会につきましては、今後、今回新たに出ました改正法の内容の説明というのが後日、国のほうからあるというふうに聞いてございます。その中でしっかりと研究した上で判断をさせていただきますというふうに思います。

○議長（岡 弘悟君）9番 楠本君の一般質問は終わりました。

